

ATELIER295を利用したい方向けガイド

利用方法	飲食店営業許可や菓子製造業許可利用有・無	食品衛生責任者講習受講 調理師免許など	衛生管理計画とチェック表の提出	営業計画書の提出	食品表示の添付	飲食物の消費税率	注意事項
1 一般のお客様向けにカフェ営業・飲食店営業を行いたい（イートイン）	有	必要	必要	必要	不要	10%	アルコール提供は可能だが、持ち帰り用の酒類販売はNG
2 イベントや別の場所で販売するために、弁当・惣菜製造をしたい	有	必要	必要	必要	必要（中身が見える容器か、見えない容器かで内容が変わってくる）	8%	直接摂食消費することを前提としたものに限る・真空脱気包装等長期保存を前提にしたものはNG・イベント側のルールもあるので要確認
3 イベントや別の場所、インターネットで販売するために、菓子製造をしたい	有	必要	必要	必要	必要	8%（おまけ付きだと10%）	イベント側のルールもあるので要確認・賞味期限の設定は品質に責任を取れる根拠ある期間で設定すること・インターネット通販などで販売する場合は保管場所についても保健所許可が必要
4 ATELIER295で販売するために弁当・惣菜・菓子製造をしたい（持ち帰り用）	有	必要	必要	必要	基本的には不要・日持ちする菓子等で、包装して販売する場合は食品表示の添付が必要	8%	弁当・惣菜については直接摂食消費することを前提としたものに限る・菓子等の賞味期限については上記3と同様
5 キッチンカーの仕込み場所として使用したい	自治体による	必要	必要	必要	各自保健所に確認し、保健所の指示に従う	8%	キッチンカー自体の保健所許可も必要なので必ず管轄の保健所の指示に従うこと
6 内輪のイベントのために利用したい(パーティー、試食会、カフェごっこ)	無	不要	不要	不要	不要	-	
7 料理教室を開催したい	無・ただし加工した食品を販売する場合は上記2・3・4に該当	不要	不要	必要	不要	-	
8 一般のお客様への販促イベント・試食会場として使用したい	保健所確認	保健所確認	必要	必要	ものによる	-	
9 料理の練習で使用したい	無	不要	不要	不要	不要	-	
10 料理動画の撮影で使用したい	無	不要	不要	不要	不要	-	
※	NG例・カッコ内の許可がないと行うことができません→調理しないと食べられない食品の加工販売（そうざい製造業）、食肉製品の加工販売（食肉販売業）、魚肉練製品加工販売（魚肉ねり製品製造業）、冷凍食品の加工販売（食品冷凍業冷蔵業）、瓶詰め等の加工販売（缶詰または瓶詰め食品製造業）、アイスクリームの加工販売（アイスクリーム製造業）、乳製品等加工販売（乳製品製造業）、清涼飲料水製造販売（清涼飲料水製造業）、麺類の加工販売（めん類製造業）、アルコールの持ち帰り用の販売（酒類販売業）、テーブルに女性がついて接客すること（風俗営業）など						